

(様式第 3 号)

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

障がい者福祉バス借上補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障がい者福祉バス借上補助金については、次のとおり交付することとしたので、障がい者福祉バス借上補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

1. 交付番号 第 号

2. 補助金の交付額 金 円

3. 補助金の交付の条件

(1) 以下の事項に掲げる変更があった時には、直ちに障がい者福祉バス借上補助金変更申請書（様式第 8 号）を提出してください。

- ① 事業実施日に変更があったとき
- ② バスの借上げ台数が減数になったとき
- ③ 事業内容に変更があったとき（全体行程に影響のない変更は除く）
- ④ バスの車種が大型バス以外に変更になったとき
- ⑤ 事業が中止になったとき

(2) 市長が、補助金の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類等进行检查させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力してください。

(3) 交付決定事業を実施する団体が大阪市の他の補助金を受けていた場合は交付を取消します。

(4) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び障がい者福祉バス借上補助金交付要綱の規定を遵守してください。

4. その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、事業実施の 3 日前までに申請の取下げ（様式第 5 号）をすることができます。